

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月27日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

**香川県公安委員会規則第8号**

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前										
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）										
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長						
1～4 略					1～4 略										
5 地方自治法（ 昭和22年法律第 67号）	第75条第 3項	略			5 地方自治法（ 昭和22年法律第 67号）	第75条第 3項	略								
	第75条第 5項	<u>監査の結果に関する報 告の決定について、決 定することができない 事項がある旨及び当該 事項についての各監査 委員の意見の受理</u>		○											
	第98条第 1項	略													
	第99条～第180条の4第1項 略									第99条～第180条の4第1項 略					
	第180条 の4第2 項	略													
	第198条 の4第3 項	<u>監査基準の通知の受理</u>		○											
	第198条 の4第4 項	<u>監査基準の変更の通知 の受理（第198条の4 第3項の準用）</u>		○											
第98条第 1項					第98条第 1項										
第99条～第180条の4第1項 略					第99条～第180条の4第1項 略										
第180条 の4第2 項					第180条 の4第2 項										

第199条 第7項	略		
第199条 第9項	略		
第199条 第13項	監査の結果に関する報告の決定について、決定することができない事項がある旨及び当該事項についての各監査委員の意見の受理		○
第199条 第14項	監査の結果に基づく措置又は監査の結果を参考とした措置	略	
	措置の内容の監査委員に対する通知		
第199条 第15項	勧告に基づく必要な措置	○	
	措置の内容の監査委員に対する通知		○
第225条	略		
第227条～第240条第3項 略			
第242条 第4項	略		
第242条第9項～第252条の42第6項 略			
第252条 の42第6 項	略		

第199条 第7項	略		
第199条 第9項	略		
第199条 第12項	監査の結果に関する報告に対する措置	○	
	監査の結果に関する報告に対する措置の監査委員に対する通知		○
第225条	略		
第227条～第240条第3項 略			
第242条 第3項	略		
第242条第9項～第252条の42第6項 略			
第252条 の42第6 項	略		
第252条 の43第5 項	監査委員からの住民監査請求に係る必要な措置を講ずべきことの勧告に係る必要な措置（第242条第9項の適用）	○	
	監査委員に対する勧告に係る必要な措置を講		○

(1) 略			
6～85 略			
86 香川県監査委員条例（昭和39年香川県条例第3号）	第4条第2項・第5条 略	第6条第2項	請求又は要求に基づく 監査の通知の受理
87～101 略			
備考 略			

				じた旨の通知（第242条第9項の適用）		
				損害賠償又は不当利得返還の請求を求める請求等に係る訴訟の告知（第242条の2第7項の適用）		○
(1) 略						
6～85 略						
86 香川県監査委員条例（昭和39年香川県条例第3号）	第4条第2項・第5条 略	第6条第2項	請求又は要求に基づく 監査等の通知の受理	略		
87～101 略						
備考 略						

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。